

次期指定候補者の選定に係る基本的な考え方について

1 指定管理区分

(1) 基本的な考え方 <前回募集から変更なし>

現在、①西京極総合運動公園北側区域等の一体管理、②施設の専門性・独自性、③地域ごとの近接性、の3つの視点に基づき、各施設をグループ化し、指定管理区分を設定しており、経済的・効率的な管理運営が行えていることから、次期指定管理期間における指定管理区分についても、これを踏襲する。

(2) 見直し内容

令和5年4月に予定している利用料金改定等を踏まえたうえで、より高い経済性と効率性を確保するため、地域性も考慮し、桂川エリア（桂川地域体育館、小畠川中央公園、牛ヶ瀬公園、久世地域体育館）について、吉祥院地域体育館を管理施設に加える。

(3) 指定管理区分（案）（別紙1参照）

(4) その他

宝が池公園内に今後整備するアーバンスポーツ対応施設（スケートボード、3X3バスケ等）については、令和5年度に完成後（令和6年度利用開始予定）、同公園運動施設の管理区域内に組み込み、併せて指定管理者が運営を行う。

2 選定基準（別紙2参照）

3 指定管理料の考え方

- (1) 指定管理料は、実績を基に収支均衡を想定した金額を定める。
- (2) 利用料金改定等、公費負担（受益者負担）適正化による影響額は、指定管理料へ反映する。

4 自主事業の収益に係る一部還元制度の見直し

現在の協定においては、指定管理業務及び自主事業の収益に対し、事業種別に応じて、一定の割合を本市へ納入するよう定めている。

指定管理業務の還元制度は従来どおりとするが、自主事業の還元制度については、事業者がよりメリットを感じることで参入促進に繋げ、また、指定管理者として、意欲的に自主事業に取り組むことで、利用者サービスの向上に繋がり、さらに利用者にとってもメリットのある制度となるように、①納付額見合いの施設修繕、機能向上等の利用者サービス、②本市への納付、いずれかの選択制とするよう見直しを行う。

※ 納付割合は、指定管理者へ提案を求め、選定の評価項目とする。

(1) 指定管理業務

現在（令和元～4年度）	見直し案
<p>1 条件 黒字の場合</p> <p>2 納付額 黒字額について、超過累進的に定めた割合を乗じて計算した額を納入 200万円以下…5% 200万円超 400万円以下…10% 400万円超 600万円以下…20% 600万円超 800万円以下…30% 800万円超 1,000万円以下…40% 1,000万円超…50% ※納付額が1,000円未満の場合は納付不要</p>	変更なし

(2) 自主事業

現在（令和元～4年度）	見直し案
<p>1 条件 飲食物品販売の収入額が当該事業の飲食物経費を超えた場合</p> <p>2 納付額 収益額に対し、<u>20%</u>で納付</p>	<p>1 条件 飲食物品販売の収入額が当該事業の経費を超えた場合</p> <p>2 還元内容 <u>①納付額見合いの施設修繕、機能向上等の利用者サービス、②本市への納付、いずれかの選択制</u> ※納付割合は、指定管理者へ提案を求め、選定の評価項目とする。</p>
<p>1 条件 教室事業等の収入額が当該事業の経費を超えた場合</p> <p>2 納付額 収益額に対し、<u>10%</u>で納付</p>	<p>1 条件 教室事業等の収入額が当該事業の経費を超えた場合</p> <p>2 還元内容 <u>①納付額見合いの施設修繕、機能向上等の利用者サービス、②本市への納付、いずれかの選択制</u> ※納付割合は、指定管理者へ提案を求め、選定の評価項目とする。</p>